平成２３年（フ）第５５２号
鹿児島県いちき串木野市大里3533番地１
債務者　久米　弘貢
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５６１号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目17番30―25号
債務者　秋元　尚美
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
鹿児島県伊佐市大口平出水1515番地２
債務者　蓑田すみれ
１　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
沖縄県那覇市上間１丁目２番36号ＢＯＸビル403
債務者　呉屋　正邦
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８０５号
京都府向日市寺戸町東野辺17番地の７　幸和荘１階４号室
債務者　芝井設備こと　芝井　秀成
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６９号
京都市伏見区向島津田町70番地43
債務者　岩井　貞仁
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８４号
京都市西京区上桂三ノ宮町50番地の39　第５コーポ中川302号
債務者　木下　幸恵
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８５号
京都市西京区上桂三ノ宮町50番地の39　第５コーポ中川302号
債務者　木下　克巳
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２０号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地10―111
債務者　杉浦　国一
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９１号
京都市山科区東野南井ノ上町１番地６
債務者　下田　由子
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５４３号
奈良県生駒市俵口町984番地
債務者　鈴木　正和
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５４４号
奈良県生駒市俵口町984番地
債務者　鈴木　衣子
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１８５号
広島県江田島市江田島町小用３丁目12番２号、住民票上の住所広島県江田島市江田島町小用３丁目12番10号
債務者　松田　貴子
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２５号
北海道網走市南４条西１丁目１番地の１オーシャン・ホクト603号室
債務者　木村　祐司
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
北海道網走市北５条西３丁目12番地の１　第１ＹＫハイツＧ
債務者　谷津　照男
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
青森市大字滝沢字住吉142番地２
債務者　福岡　秀子
１　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
岩手県北上市北鬼柳20地割57番地　高信八坂住宅11号、前住所岩手県北上市北鬼柳１地割91番地５
債務者　佐藤　　誠
１　決定年月日時　平成23年12月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１１８号
岩手県北上市中野町３丁目24番24号、前住所岩手県北上市村崎野10地割120番地15
債務者　八重樫龍子
１　決定年月日時　平成23年12月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部